

傷病手当金を申請される方へ

日本NCR健康保険組合

1. 申請の流れ

- ① 当健保組合ホームページより「傷病手当金支給申請書」をダウンロードして印刷
※用紙のサイズはA4、A3のいずれかをお願いします。
- ② 被保険者記入欄をご記入いただき、主治医に医師証明欄の記入を依頼
- ③ 所属先の人事担当者へ提出
- ④ 人事担当者が事業主証明欄を記入し、出勤簿などの証明書類を添えて健保組合へ提出

2. 健保組合における審査

番号法に基づく情報連携により、傷病手当金の受給歴を確認させていただきます。

【受給歴ありの場合】

- ・傷病名などの詳細な受給歴を確認するため、以前加入していた保険者へ書面にて照会

【受給歴なしの場合】

- ・療養状況を診療報酬明細書（レセプト）により確認し、医師の意見を参考にして労務不能かどうかを認定

3. 支給時期

【原則】 健保組合で申請書を受付した日の翌月20日に給与口座へお振込みします。

下記事項に該当した場合は、お時間がかかりますのでご了承ください。

- ・以前加入していた保険者へ書面による受給歴照会が必要なとき
- ・申請者ご本人や主治医に対して療養状況の確認が必要なとき

4. 支給額の確認方法

以下の2通りの方法で支給金額をお知らせしています。

【お振込み1週間前】 支給決定通知書をご自宅宛てに郵送

【支給月20日前後】 当健保組合ホームページの「WEB医療費明細」で支給額を確認

【重要：ご注意事項】

1. 傷病手当金の支給記録は、番号法に基づく情報連携により、今後加入される保険者へ情報共有されますので、あらかじめご承知おきください。
2. 同一傷病による障害厚生年金が受給できる場合は、原則、傷病手当金は支給できません。ただし、年金日額が傷病手当金日額よりも少ないときは、その差額が支給されます。
3. 業務上又は通勤途中の事故などを原因とした休職の場合は、労災保険適用ですので、人事担当者へお問い合わせください。